

企業立地の優遇税制を活用したい

固定資産税・都市計画税課税免除

市が指定する地域の用地を購入し、事業所を設置する事業所が一定の要件を満たす場合に、固定資産税・都市計画税の課税免除を行います。

要件等	内容
対象者	市が指定する地域の用地を購入し、事業所を設置する事業者
業種	長岡市企業立地促進補助金と同じ ※ただし、データセンターの場合は特例あり
要件	<ul style="list-style-type: none">・投下固定資産額(土地、家屋、償却資産の取得額): 3,000万円以上・常用雇用者数: [新設]5人以上(小規模企業者は3人以上) [増設]5人以上増加(小規模企業者は3人以上)
対象資産	<ul style="list-style-type: none">・事業の用に供するために取得した固定資産・用地は取得してから3年以内に家屋の建築又は償却資産の設置に着手したもの・家屋及び償却資産は用地購入後5年以内に事業の用に供したもの
免除期間	当該固定資産が事業の用に供された年の翌年度から3年間

●問合せ 産業支援課 産業立地担当 (0258-39-2298)